

武道の必修化に寄せて

宮崎大学 根上 優

2012（平成24）年4月から中学校体育において「武道」（柔道・剣道・相撲）の必修化が始まるが、ここに来て俄かに「柔道の死亡率の高さ」を理由に「その実施を見送るべき」との記事が、新聞の社説と社会面、テレビを賑わしている。これまでも武道の実施をめぐって激しい論争が交わされた歴史はあったが、これほど広く社会問題になったことは記憶にない。

文科省は、そのような声に対して「4月実施」を見送る気配を見せていない。それゆえ、実施までに1か月を切ったこの段階で何かを発言することには、若干の躊躇いもあるが、この数年にわたって「必修化」の動向に関心を寄せてきた一人として、教育する者の自己認識との関連で、この問題への自分自身の立場を鮮明にすることが必要であると考え、一筆とらせていただいた。

1. 武道のイデオロギー批判と武道の惨めさ

戦後日本の教育改革の歴史を顧みるとき、武道の関係者には苦い記憶が甦ってくる。戦前の学校教育において武道が民族主義や超国家主義、軍国主義を助長したという理由で、GHQ 占領軍によってその活動が全面的に禁止されただけでなく、「武道」という言葉自体も「武的な意味」が含まれていることを理由に、その使用が学校で禁止されたことである。なかでも剣道に対する制限は容易に解けず、学校教育の一環として復活するまでには長い時間を要することになる。

一方、同じ武道といっても、IOC 初代委員であった嘉納治五郎の手で「スポーツ」として競技化され、すでに海外にも広く伝播・普及していた柔道は、その影響は最小限に止まっていた。このことは、その後の両者の発展の歴史を顧みれば、一目瞭然である。1964（昭和39）年の東京オリンピックで柔道は正式種目となり、現在ではフランスの柔道人口が約60万人と、日本のそれを3倍も上回り、そのフランスを中心にグローバルな展開を見せ、世界中のアスリートがヨーロッパに集まっている。マス・メディアへの露出度の違いを見ただけでも、いかに柔道と剣道の差が大きく開いているかが分かるだろう。現代の代表的なスペクテーター・

スポーツの一つである柔道の国際試合は、もはや「ありふれた日常の情景」となっている。一方で剣道は、年1回の全日本選手権をテレビで見るのがせいぜいである。このことは、「武道」という言葉で柔道と剣道を語るときにも決して無視できない事実として、われわれの認識を制約していることを忘れてはならない。

さて、1957（昭和32）年に柔道と剣道、そして薙刀が戦後はじめて学習指導要領に採用されたとき、「新しいスポーツ」として「民主化されたこと」を示すために「格技」（格闘技の略語）として名辞され、それを機に漸く学校体育において「スポーツ教材」として扱われるようになった。

しかし、そこに至るまでの道程は平坦ではなく、なかでも剣道へのイデオロギー批判——「軍国主義の復活だ」と——は熾烈を極めていた。その後、約30年間にわたって指導要領の改訂があるごとに、武道関係者は「武道」という言葉の採用を求めるが、先述したように「武道」という言葉に「武的・軍事的意味」が含まれていると考える戦後民主主義者から、「ナショナリズムの復活」を危惧する声となって激しいイデオロギー批判が繰り返された。

1965（昭和40）年、戦後はじめて日本体育大学に創設された「武道学科」の初代教授として、また1969（昭和44）年に設立された「日本武道学会」の理事長として武道の教育・研究を推し進めていた阿部忍は、「武道」という言葉の市民権を求めて、70年代から80年代にかけて日本体育学会や武道学会、さらには学校体育関係誌を通じて積極的に発言していた。彼の主張は、もはや現代の武道は「ナショナリズム」とは無縁であり、したがって「武道」という言葉は、今や柔道や剣道、薙刀などを総称する代名詞に過ぎないというものであった。彼の「価値中立的」な提案は、今日から見れば時代を先取りしたものであったが、戦後民主主義を標榜する学校体育関係者から受け入れられることは決してなかった。戦後民主主義者にとって「武道のスポーツ化＝武道の民主化」は絶対に譲れない一線だったのである。一方でまた、「武道」という言葉のもつ「道徳的・倫理的価値」を捨てきれない武道関係

者からも、この阿部の主張に対して表立った支持はなかった。ここに阿部の苦悩と悲劇があったのである。

そのような武道の戦後史に変化が訪れたのは、東西ドイツの壁が崩壊し、事実上、社会主義のイデオロギーが終焉した、90年代の「民主化」の到来をもってである。この変化が日本に与えた影響は大きく、それは直ちに、1989（平成元）年の新学習指導要領に現われた。それまで熾烈を極めていたイデオロギー批判はすっかり影をひそめ、まさに無風状態のなかで高等学校の指導要領から「格技」という文字が姿を消し、それに替わって「武道」が登場したのである。その時点で「武道」という言葉に「ナショナリズムの復活」を読み取る教育・研究者も、ほとんど姿を消していた。

あれほど激しかったイデオロギー批判は一体、どこへ行ったのだろうか。当時、武道学会や日本体育学会において、戦後民主主義者からのイデオロギー批判に「反批判」を展開しながら、ときには苛立ちすら感じていた筆者にとって、そのような無風状態はまさに、予想だにしない出来事であった。それまで激しいイデオロギー批判を繰り返していた戦後民主主義者は、終戦直後の「黒塗り教科書」のごとく、まさに一夜にして「武道の研究は面白い」と掌を返すがごとく、「武道の文化論」へと転向していたのである。そこには、自分自身への内在的批判はもちろんのこと、武道の文化論に向けての明確な認識論的・方法論的自己反省があったわけでもない。単なる学問的関心が、言い換えれば、人生の拠って立つ基盤が一夜にして変わっただけのことだったのである。

こうして「武道」が高等学校で必修化されてから20年余、教育振興基本計画において「我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を支援する」と謳われたことをきっかけに、2008（平成20）年の中学校学習指導要領をもって「武道の完全必修化」が現実のこととなる。

そして今日、武道のイデオロギー批判はもちろんのこと、かつて学習指導要領の改訂があるたびごとに全国の教員の間で「教育の主権を確立する運動」として展開された「(新) 学習指導要領批判」も、戦後民主主義の終焉に伴い完全に姿を消した。替わって目に付くのは、指導要領の改訂に合わせて「何を、どのように教えてよいのか」が分からず一喜一憂する教員の姿と、指導要領の内容——「伝統的な行動と考え方」と「我が国固有の文化」——を「武道の現実」に照らして批判的に解釈するリテラシーのない教育・研究者の惨めな姿であった。

学習指導要領の制約は、かつてとは比較にならないほど少なくなり、教師個々の力量と創意工夫の余地が拡大されたにも関わらず、この当事者主権の希薄さは一体、何を意味するのだろうか。

2. 武道の現実と「武道」という常識

武道の現実を社会的に解釈することをテーマにしてきた筆者は、この「完全実施」までの3年間、日本体育科教育学会や日本体育学会、九州体育・スポーツ学会等の関連学会の企画したシンポジウムの議論を通じて、中学校の体育教師の間に柔道および剣道を教えることへの「不安」が深く潜在していることをつぶさに見てきた。

そのような不安を払拭するために、文科省はじめ都道府県教育委員会は、指導要領の作成にかかわった有識者や地域の柔道および剣道の専門家を指導講師として招いて伝達講習会を開催したり、あるいはまた中学校の教師に地域の柔・剣道場で自主研修を勧めたりしてきたが、まったくと言っていいほど効果を上げてこなかった。むしろ、筆者が地域の柔・剣道の指導者から度々耳にしたのは、文科省と県教委から「丸投げ」同然に委嘱されたことへの「戸惑い」の声だったのである。

このような教師の「不安」と、講師を委嘱された地域の指導者の「戸惑い」を払拭するためには、今回の中学校の指導要領の改定の骨子を読み解くコード——「伝統的な行動と考え方」と「我が国固有の文化」——が具現化する社会・文化的意味を「武道の現実」に照らして「身体化」(embodiment)の次元で解釈し、その実践方法を「教育的観点」から示すリテラシーが、指導要領の作成にかかわった専門家集団にあったはずである。

しかし現実には、今回の指導要領の作成に深くかかわった「教科調査官」は、「皆さん、たった8時間ですよ」と述べるだけで、その「8時間」に苦しんでいる教師の気持を汲み取ることなく、指導要領のコードを読み解く方法も、その教授内容を「身体化」の次元で具体化・具現化することすらできなかったのである。教科調査官にとって「それは教師の工夫すべきもの」かもしれないが、「どうせ、8時間しかありませんから、これと、これと、これを教えてくれれば結構です」といえば、実に「簡単明瞭」に教師の「不安」も指導講師の「戸惑い」も解決するものを、実際、そのような場面を見ることは一度もなかったのである。

その一方でまた、体育科教育の世界に今なお根強く

存在する「武道の専門家の授業は礼儀作法ばかりで、非常に堅苦しい」という「偏見」ともとれる「地獄の眼差し」が、委嘱された地域の武道の指導者の誇りをどれだけ傷つけているかについては、ほとんど省みられることはなかった。

長年、地域や学校の課外活動で幼・少年期の子どもから高校・大学・社会人に至るまで幅広く剣道の指導に携わると同時に、高校1年の体育授業で剣道も教えてきた筆者のような者から見ると、上述の体育科教育の関係者の批判はまさに「固定観念」以上の何ものでもない。

地域の指導者が、少子化の時代に文化の担い手を一人でも多く育成するために、どれほど時代に見合った「柔らかな指導」に腐心していることか。また、わずか「15時間」という限られた時間のなかで男女合わせて授業を実施することが、どれほど困難なことか。体育科教育の専門家集団は、「勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうこと」を目的に「乱捕り・試合」をさせることの無謀さと、それが医学的にも倫理的にも孕む「潜在的なリスク」について、どれほど現実を直視して指導要領の作成にかかわり、それを条文化していたのだろうか。

実際、少子化のなかで子どもたちの「武道離れ」に歯止めをかけるためには、たとえ武道の「伝統」や「固有の文化性」を「矮小化」してでも「スポーツ化の現実」を甘受しなければならないことは、地域の最前線で普及指導に従事している誰もが感じていることである。体育科教育の専門家集団は、このような地域や学校における「武道の現実」に本当に目を向けてきたのであろうか。彼らの抱く武道のイメージと、筆者の生きられる武道の現実との「落差」は、あまりにも大きいのである。

このように見たとき、今回の指導要領で示された武道のコードに、どこまでリアリティがあるのかについて検討を加えておくことが必要であろう。すなわち、「伝統」や「固有の文化性」のもつ「近・現代」における時間的・空間的意味の変容について考察を加えたうえで、今日、武道の世界に参加している人々が「伝統的な行動様式や考え方」をどこまで体现化・身体化しているのか、また「武技、武術などから発生した我が国固有の文化」という言説が、現代のグローバル化した武道の現実——「武道」対「BUDO」、 「剣道」対「KENDO」、 「柔道」対「JUDO」——のなかで、果たしてどこまでリアリティをもっているのか、さらには、武道において「勝敗を競い合う楽しさや喜びを味

わう」という言説がいかにも「倫理的・道徳的問題」を孕んでいるのか、について検討することが「必修化」の前提として不可欠なのである。1か月を切ったこの段階では、もはや遅きに失した感もあるが、これらの問題への自己省察なくして、いくら「武道の伝統」や「固有の文化性」、さらには「勝敗を競い合う楽しさや喜び」を主張しても、そこに見られるのは「単に常識を恣意的に投影しただけでしかない」と批判されても仕方がない。

今回の指導要領の改定で「武道の必修化」が謳われたとき、筆者は思わず「何を今さら、迷惑なことだ」と呟いた。なぜなら、1989（平成元）年の指導要領において「格技」という名称が「武道」のそれへと替わったときにはすでに、柔道はもちろんのこと剣道すら、戦後40数年間に「完璧なまでにスポーツになっていた」からである。言い換えれば、「身体化」の次元で、武道の「スポーツ化」が不可逆的なまでに進行していた現実から、もはや目を背けることができなかったからである。その時点で、現実を直視していたならば、「武道」という総称的代名詞を「スポーツ化」の程度が異なる柔道や剣道、さらには弓道や空手、合気道などに一律に適用できないことが分かったはずである。また、儀礼の形式である「礼法」を通して「武道」という「価値」が、どれほど当該世界とその世界を生きられる実践者にとって意味をもっていたのかも理解できたはずである。

身体はマクロ・コスモスとしての社会と文化のミクロ・コスモスである。今後、武道の「グローバル化」がますます進むにつれ、その影響が社会と文化のみならず「身体化」や「認識」の次元でも、どのような形で立ち現われてくるのだろうか。その一つとして、文化の伝播と変容をグローバル化の観点から捉え直し、柔道における「一本」と「ポイント」の違いを「身体化」と「認識」の次元で考察することが重要な課題となってこよう。

3. 「安全—危険」から「リスク—危険」へ

冒頭でも述べたように、「完全必修化」を目前に柔道界は揺れにゆれている。そのきっかけとなったのが、2011（平成23）年7月5日の朝日新聞の記事である。「柔道事故で亡くなった中高生は2010年度までの28年間で中学39人、高校75人の計114人に上る」というのが、それである。

その後、この事実に着目した名古屋大学の内田良准教授（教育社会学）は「中学の部活動での死亡事故の

確率」（2009-10年度）として「発生頻度」をリスク評価し、柔道とバスケットボール等と比較しているが、氏の科学的データがマス・メディアによって部分的に切り取られ、物語化されることを通して虚構化し、事実が矮小化されているのではないかと、批判的に見る必要がある。

第一に、柔道の死亡事故の「危険度」が2.38と、2番目のバスケットボールの0.37と較べて突出して高いというデータの出し方である。ここには、中・高校の部活と授業の量的なデータが分けられることなく一括して解釈され、しかも事故発生時の文脈状況も示されていない。しかし、それ以上に重要なことは、柔道の死亡事故の発生頻度がバスケットボール並みになれば「安全だ」「必修化してよい」との誤解を招くことである。

第二が、前者のデータとの関連で、内田准教授の「柔道全体を安全なものにしていかないといけない」との言説のもつ意味解釈の誤謬である。確かに「柔道」という素材を「安全」の立場から「教材化」することは可能だが、教材化の過程で、どこまで「リスク」を制御していても、事故の「リスク」は残るのであり、

それゆえに「安全」とは前提ではなく「結果」でしかないということだ。体育授業においては、いかなることがあっても危険があってはならない、すなわち「リスク・ゼロ」でなければならない、と述べた瞬間、われわれは、教育の世界から撤退・退場しなければならないのである。なぜなら、運動・スポーツはそれ自体、すでに「危険」な行為だからだ。

そして最後に、事故発生の文脈状況の分析と解釈、および「安全-危険」のフレームから「リスク-危険」への転換がない限り、結局のところ、相対的かつ確率的に「安全な教材」の構成とそれに基づく「授業実践」へと発展していかないということだ。これまでの議論のなかに有効な実践プログラムを見いだせなかったのも、ここに原因があるものと考えられる。

これまで、武道の必修化をめぐるイデオロギーと常識、メディア論理のもつ「権力作用」を暴き出してきたが、武道は、これらの権力作用の坩堝と化している。私たちは、自分自身の科学的・学問的研究の「仮説」のなかに、こうした権力が紛れ込んでいないか、いま改めて自己反省すべきでないかと考え、問題提起とさせていただいた。